

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」 等の一部改正について

1. 背景

自動車運送事業における輸送の安全性を向上させるためには、①現行の運行管理制度の徹底、②監査の強化、③安全マネジメントの導入が不可欠であるとの観点から、国土交通省では、平成18年4月に「自動車運送事業に係る安全対策検討委員会」を発足させ、自動車運送事業の安全性の総合的な向上を目指した検討を重ね、同年6月に報告書が取りまとめられました。

当該検討結果を踏まえ、運行管理制度の改善等を図るため、旅客自動車運送事業運輸規則等関係省令の一部改正を予定しているところですが（平成19年2月3日付パブリックコメント「旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令(案)について」）、併せて、「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成14年1月17日付国自総第424号、国自旅第149号）等関係通達の一部改正を以下のとおり行うことを予定しています。

2. 概要

<道路運送法関係>

(1)「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成14年1月17日付国自総第424号、国自旅第149号）の一部改正

- ① 運行管理者資格者証の返納命令は、これまで処分日車数「80日車」以上であり、かつ、個別要件を満たす場合に発令していたが、資格者として特に不適切と認められる次の場合にあつては、「80日車」等の要件とは関係なく、直ちに返納命令を発令することとします。
 - イ 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、資格者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知があつた場合
 - ロ 資格者が事業用自動車により、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを行った場合
 - ハ 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合（運行管理者を複数選任している場合にあつては、選任されている全ての資格者が点呼を全く実施していない場合に限る。）
 - ニ 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合
- ② これまでの運行管理者資格者証の返納命令発令基準である、「処分日車数「80日車」以上であり、かつ、個別要件を満たす場合」の個別要件に、次の場合を加えることとします。
 - ・ 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者に任せている状態が認められる場合
- ③ 複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、統括運行管理者に対して行うものとします。ただし、当該事案について責任を有する運行管理者（以下「責任運行管理者」という。）が明確である場合は責任運行管理者に対して返納を命ずるものとします。
- ④ ③ただし書きにより責任運行管理者に対して返納を命じる場合にあつては、統括

運行管理者に対して警告を行うものとします。

- (2) 「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」(平成14年1月17日付国自総第427号、国自旅第151号)の一部改正
- ① 上記(1)①ハ中「点呼を全く実施していない」とは、監査等において調査したもののうち、点呼簿上点呼が実施されていない場合又は点呼簿が作成されておらず、点呼が実施されていることが確認できない場合とします。
 - ② 上記(1)②中「点呼を実施している機会が少なく」とは、監査等において調査したもののうち、点呼簿上点呼の実施回数が3分の1未満である場合又は一部の点呼簿が存在せず点呼の実施回数が3分の1以上であることが確認できない場合とします。
- (3) 「道路運送法第27条第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について」(平成14年4月17日付国自総第24号、国自旅第10号)の一部改正
- ① 運行管理者資格者証返納命令が発令され、又は整備管理者の解任命令が発令されたにもかかわらず、なお、運行管理者又は整備管理者が選任されない状態は輸送の安全確保の観点から妥当でないことから、輸送の安全確保命令を発令すべき「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」に、次の場合を加えることとします。
 - ・ 法第23条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合又は法第23条の3の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより、選任すべき数を満たさなくなる場合
 - ・ 道路運送車両法第50条の規定に基づく整備管理者が、選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより、整備管理者が存在しなくなる場合
 - ② 輸送の安全確保命令に従わず、運行管理者又は整備管理者が選任されない状態が3ヶ月間継続する場合には、輸送の安全確保命令違反の行政処分を実施するとともに、あわせて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合は、行政処分等の基準に従い、許可の取消処分を行うこととします。
- (4) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付国自総第412号、国自旅第137号、国自整第135号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付国自総第413号、国自旅第138号、国自整第136号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号)において規定する「処分基準」の一部改正
- ① 運行管理者による点呼総実施回数1/3以上に係る処分基準の設定
 - ・ 点呼未実施率20%未満の場合：初犯 10日車、再違反 30日車
 - ・ 点呼未実施率20%以上50%未満の場合：初犯 20日車、再違反 60日車
 - ・ 点呼未実施率50%以上の場合：初犯 30日車、再違反 90日車
 - ② 統括運行管理者の選任違反に係る処分基準の設定：初犯 20日車、再違反 60日車
 - ③ 補助者の要件違反に係る処分基準の設定：初犯 警告、再違反 20日車
(補助者の要件違反については、2年間適用しないこととします。)
 - ④ 点呼の実施義務違反、点呼の記録義務違反、乗務等の記録義務違反、運行記録計による記録義務違反、事故の記録義務違反、運転基準図の作成義務違反、運行表の作成義務違反、運行指示書による指示等の義務違反についての処分基準の明確化
 - ⑤ 運転者に対する指導監督義務違反について、「悪質違反を命じ又は容認した場合」又は「重大事故を引き起こしていないものの、運転者が悪質違反を起こした場合」

は、重大事故等を引き起こした場合と同様の処分基準とします。

- ⑥ 車両の点検整備のより確実な実施を推進するため、日常点検及び定期点検が未実施の場合の処分基準の強化
- ・ 日常点検の未実施
 - 6回未満：初回違反 勧告、再違反 3日×違反車両数
 - 6回以上15回未満：初回違反 警告、再違反 5日×違反車両数
 - 15回以上：初回違反 3日×違反車両数、再違反 9日×違反車両数
 - ・ 定期点検（12ヶ月点検以外）の未実施
 - 1回：初回違反 警告、再違反 5日×違反車両数
 - 2回：初回違反 3日×違反車両数、再違反 9日×違反車両数
 - 3回以上：初回違反 5日×違反車両数、再違反 15日×違反車両数
 - ・ 12ヶ月点検の未実施（車検証の有効期間が2年の場合、初回の点検を除く。）
 - ：初回違反 5日×違反車両数、再違反 15日×違反車両数
- ⑦ 整備不良、不正改造及びNO_x・PM法違反の場合の処分基準の強化
- ・ 整備不良のもの（偶発的・突発的なものを除く。）：初回違反 10日×違反車両数、再違反 30日×違反車両数、3回目以上 60日×違反車両数
 - ・ 不正改造のもの：初回違反 20日×違反車両数、再違反 60日×違反車両数、3回目以上 120日×違反車両数
 - ・ NO_x・PM法不適合車両使用のもの：初回違反 20日×違反車両数、再違反 60日×違反車両数、3回目以上 120日×違反車両数

(5) その他、所要の改正を行います。

<貨物自動車運送事業法関係>

(1) 「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成8年11月1日付自貨第104号、自環第245号）の一部改正

- ① 運行管理者資格者証の返納命令は、これまで処分日車数「80日車」以上であり、かつ、個別要件を満たす場合に発令していたが、資格者として特に不適切と認められる次の場合にあつては、「80日車」等の要件とは関係なく、直ちに返納命令を発令することとします。
- イ 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、資格者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知があつた場合
 - ロ 資格者が事業用自動車により、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを行った場合
 - ハ 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合（運行管理者を複数選任している場合にあつては、選任されている全ての資格者が点呼を全く実施していない場合に限る。）
 - ニ 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合
- ② これまでの運行管理者資格者証の返納命令発令基準である、「処分日車数「80日車」以上であり、かつ、個別要件を満たす場合」の個別要件に、次の場合を加えることとします。
- ・ 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者（代務者）に任せている状態が認められる場合
- ③ 複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分

は、統括運行管理者に対して行うものとします。ただし、当該事案について責任を有する運行管理者（以下「責任運行管理者」という。）が明確である場合は責任運行管理者に対して返納を命ずるものとします。

- ④ ③ただし書きにより責任運行管理者に対して返納を命じる場合にあっては、統括運行管理者に対して警告を行うものとします。

(2) 「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」（平成8年11月1日付自貨第105号、自環第246号）の一部改正

① 上記(1)①ハ中「点呼を全く実施していない」とは、監査等において調査したものうち、点呼簿上点呼が実施されていない場合又は点呼簿が作成されておらず、点呼が実施されていることが確認できない場合とします。

② 上記(1)②中「点呼を実施している機会が少なく」とは、監査等において調査したものうち、点呼簿上点呼の実施回数が3分の1未満である場合又は一部の点呼簿が存在せず点呼の実施回数が3分の1以上であることが確認できない場合とします。

(3) 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成16年6月30日付国自総第120号、国自貨第29号）の一部改正

運行管理者資格者証返納命令が発令され、又は整備管理者の解任命令が発令されたにもかかわらず、なお、運行管理者又は整備管理者が選任されない状態は輸送の安全確保の観点から妥当でないことから、輸送の安全確保命令を発動する場合として、次の場合を加えることとします。

- ・ 法第18条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合又は法第20条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより、選任すべき数を満たさなくなる場合
- ・ 道路運送車両法第50条の規定に基づく整備管理者が選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより、整備管理者が存在しなくなる場合

(4) 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号）別表の一部改正

① 運行管理者による点呼総実施回数1／3以上に係る処分基準の設定

- ・ 点呼未実施率20%未満の場合：初犯 10日車、再違反 30日車
- ・ 点呼未実施率20%以上50%未満の場合：初犯 20日車、再違反 60日車
- ・ 点呼未実施率50%以上の場合：初犯 30日車、再違反 90日車

② 統括運行管理者の選任違反に係る処分基準の設定：初犯 20日車、再違反 60日車

③ 補助者の要件違反に係る処分基準の設定：初犯 警告、再違反 20日車
(補助者の要件違反については、2年間適用しないこととします。)

④ 点呼実施違反、点呼の記録違反、乗務等の記録違反、運行記録計による記録違反、事故の記録の違反、運行指示書の作成違反についての処分基準の明確化

⑤ 運転者に対する指導監督義務違反について、「悪質違反を命じ又は容認した場合」又は「重大事故を引き起こしていないものの、運転者が悪質違反を起こした場合」は、重大事故等を引き起こした場合と同様の処分基準とします。

⑥ 車両の点検整備のより確実な実施を推進するため、日常点検及び定期点検が未実施の場合の処分基準の強化

- ・ 日常点検の未実施

6回未満：初回違反 勧告、再違反 3日×違反車両数

- 6回以上15回未満：初回違反 警告、再違反 5日×違反車両数
- 15回以上：初回違反 3日×違反車両数、再違反 9日×違反車両数
- ・定期点検（12ヶ月点検以外）の未実施
 - 1回：初回違反 警告、再違反 5日×違反車両数
 - 2回：初回違反 3日×違反車両数、再違反 9日×違反車両数
 - 3回以上：初回違反 5日×違反車両数、再違反 15日×違反車両数
- ・12ヶ月点検の未実施（車検証の有効期間が2年の場合、初回の点検を除く。）
 - ：初回違反 5日×違反車両数、再違反 15日×違反車両数
- ⑦ 整備不良、不正改造及びNOx・PM法違反の場合の処分基準の強化
 - ・整備不良のもの（偶発的・突発的なものを除く。）：初回違反 10日×違反車両数、再違反 30日×違反車両数、3回目以上 60日×違反車両数
 - ・不正改造のもの（速度抑制装置及びNR装置の機能不良を故意に放置したものを含める。）：初回違反 20日×違反車両数、再違反 60日×違反車両数、3回目以上 120日×違反車両数
 - ・NOx・PM法不適合車両使用のもの：初回違反 20日×違反車両数、再違反 60日×違反車両数、3回目以上 120日×違反車両数

（5）その他、所要の改正を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	：	平成19年4月下旬
施	行	：	平成19年5月下旬